

令和5年度 福祉・介護の教室実施要項

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

1 目的

これから進路を定めていく児童・生徒や学生等が「福祉・介護のホント」を知り、福祉・介護分野を将来の職業選択の1つとして考えるきっかけとなるよう、学校での「福祉・介護の教室」（出前講座）を実施し、福祉・介護人材の確保に資する。

2 対象となる学校

小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、専修学校 等（以下「学校」と呼ぶ）

3 実施体制

〔主 催〕 山口県
〔実施主体〕 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター
（以下「県社協」と呼ぶ）
〔後 援〕 山口県教育委員会

4 実施内容等

（1）福祉・介護の教室

福祉・介護職場のホントについての講義 等

（テーマ例） 「福祉・介護の仕事とは？」
「なぜ福祉・介護の仕事を選んだのか？」
「どのような資格が必要なのか？」
「仕事のやりがい、楽しさは何か？」 等

（2）実施時間

1 講座 1 時間程度をめやすとする。（学校の要請で延長、短縮可能）

（3）実施期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

※ただし、講座の申込受付は、令和6年1月31日（水）までとする。

5 講師等

（1）講師

県内の福祉・介護職場に所属する役職員
その他目的を達成すると見込まれる者 等

（2）講師料

講師の旅費・謝金は、「山口県社会福祉協議会 講師謝金等支給単価表」のとおりとする。

6 県社協の主な役割

県社協は、次の役割を行うものとする。

(1) 調整及び通知

①「福祉・介護の教室申込書」(様式1)の提出を受けた時は、学校と講師との日程等の調整を行う。

②講師所属施設と講師に様式2、様式3を、学校へ様式8を送付する。

(2) 講師謝金の支払事務

①講師から、様式4、様式5、様式6、様式7を受理する。

※様式7については、講師謝金総額が5万円以上の場合のみ提出してもらうこととする。

②講座終了後、様式10を送付するとともに講師謝金を支払う。

7 講師の主な役割

講師は、次の役割を行うものとする。

(1) 講師は、様式4、様式5、様式6、様式7を県社協に提出する。様式7については、講師謝金総額が5万円以上の場合のみ提出する。

(2) 講座内容の検討および配布資料等の作成

テーマや学校との事前打ち合わせに基づき、講座内容を検討し、必要に応じて資料等を作成・準備する。

(3) 講座の実施

8 学校の主な役割

学校は、次の役割を行うものとする。

(1) 学校は、「福祉・介護の教室申込書」(様式1)を、原則、講座開催希望日の2ヶ月前までに県社協に提出する。なお、申込書の提出は、講師からの提出も可能とする。

(2) 学校は、出前講座終了後、10日以内に「実施報告書」(様式9)を県社協に提出する。

附 則

この要項は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。